

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等についての意見募集の結果と御意見に対する考え方  
 (令和3年11月20日～同年12月20日意見募集)

提出件数 3件 (法人1件、個人2件)

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	株式会社 NTTドコモ	本件は令和3年5月25日に一部答申された「11/15/18GHz帯固定通信システムの高度化に係る技術的条件」の内容が適切に反映されたものであり、本改正案に賛同いたします。	本改正案への賛同意見として承ります。	無
2	個人	専門的な内容なのであくまでも素人の意見として、利用者に対して利便性の高い設備についての熟慮をお願いしたく存じます。	今回の制度改正によって、スマートフォンなどの利用を一層促進するため情報通信基盤の高度化を目指すこととしています。	無
3	個人	<p>改正案の概要                      1ページ                      「光ファイバー」と「光ファイバ」の違いが分からない。</p> <p>2ページ                      「欧州規格」という言葉が何度も出てくるが、欧州の真似ではないのか？                      従う事（真似）は「負け」にはならないのか？                      昔からITの分野では欧州の真似をしている。                      というかグローバル規格を欧州がゲットしている。                      グローバル規格なら従わないといけませんが、昔から欧州は「一流」である。                      少なくとも「欧州規格」に従わないといけない理由を簡素でいいですから記載してほしい。</p> <p>「定めようとする命令等及び根拠法令条項の一覧表」の1ページに「電波」と書いてあるが差別用語だと思う。</p>	<p>両方とも、通信を行うための光ファイバケーブルを指しており、同一の意味となります。</p> <p>固定通信システムは、これまで我が国独自の技術を採用していましたが、グローバル規格に合わせることで、通信システムの調達を容易にし、また価格競争による費用低廉化などが期待できるものと考えます。</p>	無
			本件は、電波法（昭和25年法律第131号）等に基づき訓令等を改正するもので、同法第二条において「電波」とは「三百万メガヘルツ以下の周波数の電磁波」として定義されております。	無

	<p>差別用語的に使われていなくても、「電波」は言い逃れができる差別用語(電波が強いなど)として使われている現状を考えると「電波」という用語自体使うべきではありません。</p> <p>「電波」が差別用語として使われているという情報はキャッチしていないのですか？</p> <p>昔から「電波」を使っているから今更変えられないって事ですか？</p>		
--	--	--	--

注：その他案と無関係と判断されるものが1件ありました。